

千ス協ス少第25号
令和2年7月2日

市町村スポーツ少年団本部長 様
種目別専門部長 様

公益財団法人千葉県スポーツ協会
千葉県スポーツ少年団
本部長 本城 一隆
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴うスポーツ少年団活動の取り扱いについて（通知）

日頃より、本県のスポーツ推進に、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、現在のスポーツ少年団活動の取り扱いにつきましては、令和2年6月8日付け千ス協ス少第21号にて対応をお願いしてまいりましたが、今後の対応について以下の通り変更することにいたしました。

今後も国の動向や県の対応・対策を踏まえ、お知らせしている内容等に変更がありましたら、適宜通知いたします。

記

- 1 市町村スポーツ少年団や種目別専門部主催する交流大会等の開催について
 - ・事業の規模や地域性、競技の特性によって開催可否を判断し、開催にあたってはスポーツ庁及び県からの要請や、日本スポーツ協会の定める「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、各中央競技団体が作成するガイドラインにより必要な感染予防対策を講じるとともに、使用する施設の管理者とも十分協議し、感染のリスクを排除することが困難であると判断される場合は、開催を中止する。
- 2 単位スポーツ少年団が実施する練習会等について
 - ・上記の感染防止策を確実に実施して感染防止に努めるとともに、その内容をあらかじめ参加者に周知し、参加について同意を得る。また、参加者のコンディションに配慮し適切な運動強度で実施することで、けがや熱中症の防止に努める。
 - ・単位スポーツ少年団が実施する練習試合、対外試合、合同練習会については、その規模や必要性をもとに、上記のガイドラインに則って必要な感染予防策を策定するとともに、使用する施設の管理者とも十分協議し、感染のリスクを排除することが困難であると判断される場合は、実施を中止する。

【問い合わせ先】

公益財団法人千葉県スポーツ協会

TEL 043-254-0023

FAX 043-254-0990